

香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第24号

香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

香川県事務処理の特例に関する条例（平成11年香川県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
(市町が処理する事務の範囲等) 第2条 略	(市町が処理する事務の範囲等) 第2条 別表第1の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。																								
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）																								
<table border="1"><thead><tr><th>事 務</th><th>市 町</th></tr></thead><tbody><tr><td>1～47 略</td><td></td></tr><tr><td>48 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ、<u>第31条の2第2項第15号ハ</u>、第62条の3第4項第15号ハ、第63条第3項第5号イ及び第68条の69第3項第5号イの規定による認定</td><td>略</td></tr><tr><td>49～52 略</td><td></td></tr><tr><td>53 租税特別措置法第28条の4第3項第6号、<u>第31条の2第2項第16号ニ</u>、第62条の3第4項第16号ニ、第63条第3項第6号及び第68条の69第3項第6号の規定による認定</td><td>略</td></tr><tr><td>54・55 略</td><td></td></tr></tbody></table>	事 務	市 町	1～47 略		48 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ、 <u>第31条の2第2項第15号ハ</u> 、第62条の3第4項第15号ハ、第63条第3項第5号イ及び第68条の69第3項第5号イの規定による認定	略	49～52 略		53 租税特別措置法第28条の4第3項第6号、 <u>第31条の2第2項第16号ニ</u> 、第62条の3第4項第16号ニ、第63条第3項第6号及び第68条の69第3項第6号の規定による認定	略	54・55 略		<table border="1"><thead><tr><th>事 務</th><th>市 町</th></tr></thead><tbody><tr><td>1～47 略</td><td></td></tr><tr><td>48 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ、<u>第31条の2第2項第14号ハ</u>、第62条の3第4項第14号ハ、第63条第3項第5号イ及び第68条の69第3項第5号イの規定による認定</td><td>各市町</td></tr><tr><td>49～52 略</td><td></td></tr><tr><td>53 租税特別措置法第28条の4第3項第6号、<u>第31条の2第2項第15号ニ</u>、第62条の3第4項第15号ニ、第63条第3項第6号及び第68条の69第3項第6号の規定による認定</td><td>高松市</td></tr><tr><td>54・55 略</td><td></td></tr></tbody></table>	事 務	市 町	1～47 略		48 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ、 <u>第31条の2第2項第14号ハ</u> 、第62条の3第4項第14号ハ、第63条第3項第5号イ及び第68条の69第3項第5号イの規定による認定	各市町	49～52 略		53 租税特別措置法第28条の4第3項第6号、 <u>第31条の2第2項第15号ニ</u> 、第62条の3第4項第15号ニ、第63条第3項第6号及び第68条の69第3項第6号の規定による認定	高松市	54・55 略	
事 務	市 町																								
1～47 略																									
48 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ、 <u>第31条の2第2項第15号ハ</u> 、第62条の3第4項第15号ハ、第63条第3項第5号イ及び第68条の69第3項第5号イの規定による認定	略																								
49～52 略																									
53 租税特別措置法第28条の4第3項第6号、 <u>第31条の2第2項第16号ニ</u> 、第62条の3第4項第16号ニ、第63条第3項第6号及び第68条の69第3項第6号の規定による認定	略																								
54・55 略																									
事 務	市 町																								
1～47 略																									
48 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ、 <u>第31条の2第2項第14号ハ</u> 、第62条の3第4項第14号ハ、第63条第3項第5号イ及び第68条の69第3項第5号イの規定による認定	各市町																								
49～52 略																									
53 租税特別措置法第28条の4第3項第6号、 <u>第31条の2第2項第15号ニ</u> 、第62条の3第4項第15号ニ、第63条第3項第6号及び第68条の69第3項第6号の規定による認定	高松市																								
54・55 略																									

附 則

この条例は、公布の日から施行する。